

職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

#### 規則第 4 号

##### 職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当支給に関する規則（昭和 36 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第 8 条の 2 条例第 11 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道 2 キロメートル以上 5 キロメートル未満 2,000 円
- (2) 片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 4,200 円
- (3) 片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満 7,300 円
- (4) 片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 10,400 円
- (5) 片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満 13,500 円
- (6) 片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満 16,600 円
- (7) 片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 19,700 円
- (8) 片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 22,800 円
- (9) 片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満 25,900 円
- (10) 片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満 29,100 円
- (11) 片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満 32,300 円
- (12) 片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満 35,500 円
- (13) 片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満 38,700 円
- (14) 片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 42,200 円
- (15) 片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 45,700 円
- (16) 片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 49,200 円
- (17) 片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 52,700 円
- (18) 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満 56,200 円
- (19) 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満 59,600 円
- (20) 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満 63,000 円

(2) 片道 100 キロメートル以上 66,400 円

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。